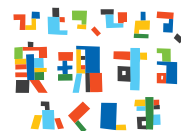


福島県 多世代同居・近居推進事業

～令和6年度募集のご案内～



福島県は、**18歳未満の子どもがいる子育て世帯を対象**に

**新たに多世代で寄り添う
家族の住まいづくりを応援します!**

補助額
最大

40万円

まずは、**エントリーシート**にて
お申込みください。

県では、世代間の支え合いによる子育て環境や高齢者の見守りの充実等を目的に、新たに多世代で同居・近居を始めるための住宅取得等に対し補助金を交付します。



●対象となる世帯は、**各募集終了日に18歳未満**（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む）の**子どもがおり、新たに多世代で同居・近居を始める世帯**です。

※既に多世代で同居・近居している場合や、近居については既に2km以内で近居している場合は対象となりませんのでご注意ください。（ただし、契約による引渡し日が令和6年4月1日以降で、その後同居・近居を開始した方は補助対象候補者となりますので窓口へご相談ください。）

詳しくは裏面をご覧ください ▶

募集・補助金の交付等は、一般社団法人福島県建設業協会が行います。

住宅金融支援機構のフラット35地域連携型の金利引き下げ制度が受けられる場合があります。

第1回
募集期間

募集戸数 180戸

令和6年

6月4日(火)～6月27日(木)

第2回
募集期間

募集戸数 30戸程度

予算の残額に応じて変わります。

令和6年

9月17日(火)～10月10日(木)

◆第2回募集期間終了後、募集枠に満たない場合は追加募集を行います。（先着順）

補助対象者 ※下記は概要(詳細は(一社)福島県建設業協会のホームページでご確認ください。以下同様)

■ 福島県内で新たに多世代同居・近居を始める方

※既に多世代同居・近居をしている場合は対象外(ただし、令和6年4月1日以降に住宅の引渡しを受け、同居・近居を開始した方は補助対象候補者となりますので窓口へご相談ください。)

※「多世代」とは、祖父母(どちらか一方を含む。曾祖父母も含む)、父母(どちらか一方を含む)及び18歳未満の子(1人以上:18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む)の三世代以上のこと。

※「近居」とは、親子又は子の祖父母が住所変更を行い、親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅の敷地の最短直線距離がおおむね、2km以内にあること。

■ 令和7年3月31日までに同居・近居を開始する方

■ 令和7年度から3年間以上、多世代同居・近居を継続すること(就学、結婚による転出等やむを得ない場合を除く)

補助対象経費

■ 多世代同居・近居を行うための住宅取得(新築住宅(戸建・集合)又は中古住宅(戸建・集合)の取得)

■ 所有する住宅の多世代同居・近居に必要な増改築又は改修

対象外経費	○土地取得費	他補助制度との併用	国、市町村補助の併用を多くの事業で可としています。併用する事業に特段の定めがある場合や建築指導課が所管する県事業の一部に併用不可のものもありますので、下記までお問合せください。
	○増改築・改修における補助対象以外の経費		
	○併用住宅における住宅部分以外にかかる経費		

補助額 30万円(県外移住世帯加算を除く)

■ 【上記補助対象経費の1/2】または
【右記①、②の合計】のいずれか低い額

①補助基本額	②県外移住世帯加算額
30万円	10万円/申請

補助対象住宅

■ 世帯の人数や年齢から算出される一定の延べ面積水準(下記)以上であること

- 戸建住宅 : 一般型誘導居住面積水準 ● 集合住宅: 都市居住型誘導居住面積水準(75㎡超の場合は75㎡)
- 増改築・改修: 最低居住面積水準 (※面積は住戸専用面積であり、ベランダ・車庫等の屋外空間は含みません。)

■ 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅の場合、耐震診断が事業完了日までに完了していること
(「木造住宅等耐震化支援事業」の併用が可能です。詳しくは市町村の窓口にお問い合わせください。)

応募方法

■ まずは、エントリーシートにて募集期間中にお申し込みください。応募者多数の場合は抽選となります。

エントリーシートの様式は(一社)福島県建設業協会ホームページからダウンロードしてください。

■ エントリーシートは、同居・近居を予定する市町村の最寄りの支部(下記)へ提出してください。(郵送又は持参)
(持参の場合は、土日祝日を除きます)

なお、可能な限り郵送での提出をお願いいたします。(郵送の場合募集期間最終日の17時00分必着です)また、郵便が確実に到達したことを、必ず電話によりご確認ください。

■ 抽選の結果、当選された方は、補助金交付申請書を所定の書類を添えて、期限までに提出してください。
期限までに交付申請書が提出されない場合、当選の権利を失う場合があります。

補助金交付申請書は、可能な限り下記協会本部へ郵送ください。(支部への持参提出も可)

■ 補助金の交付要件や申請様式等の詳細は、(一社)福島県建設業協会のホームページに掲載しています。
(URL) <http://www.e-fukuken.or.jp>

問い合わせ先・補助金交付申請書提出先

(一社)福島県建設業協会本部 〒960-8061 福島市五月町4-25 TEL 024-521-0244

エントリーシート提出先

県北支部	〒960-8072 福島市北中央1-22	TEL 024-528-2311
郡山支部	〒963-8852 郡山市台新1-33-5	TEL 024-922-1814
若松支部	〒965-0876 会津若松市山鹿町2-16	TEL 0242-28-2882
相馬支部	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-25 アースム2階	TEL 0244-23-2871
いわき支部	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18	TEL 0246-23-1521

県の連絡先: 福島県建築指導課民間建築担当 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-7529

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/tasedaidoukyokinnkyo.html> 福島県 多世代同居近居 検索

○フラット35地域連携型の詳細については、住宅金融支援機構お客さまコールセンターにお問い合わせください TEL 0120-0860-35